

## 指定難病の医療費助成開始日の遡り及び臨床調査個人票の改正について（概要）

### 1 医療費助成開始日遡りの概要

新規の申請において、医療費助成の開始時期は、「重症度分類を満たしていることを診断した日」（重症化時点）となる。

ただし、申請日からの遡りの期間は原則1か月とする。入院その他緊急の治療が必要であった場合など、診断日から1月以内に申請を行わなかったことについてやむを得ない理由があるときは、最長3か月となる。

※令和5年10月1日より前への遡りは不可

※軽症高額対象者は、軽症高額の基準を満たした日の翌日が医療費助成の開始時期となる

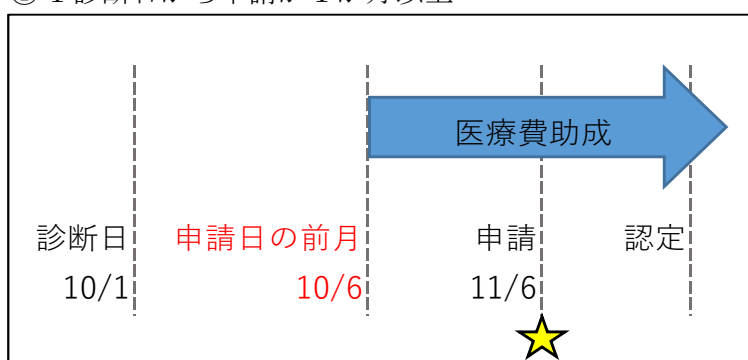
#### 【医療費助成遡りの具体例】

○ 1か月以内の遡り

① 診断日から申請が1か月以内

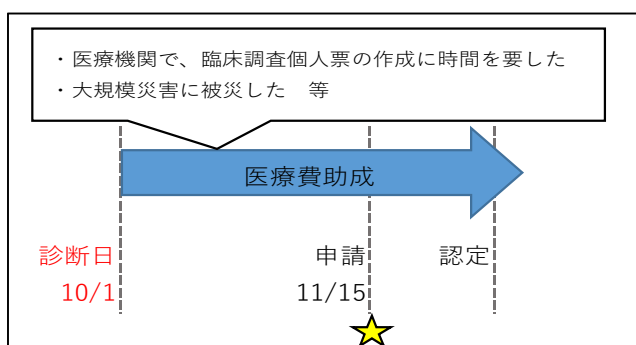


①-1 診断日から申請が1か月以上

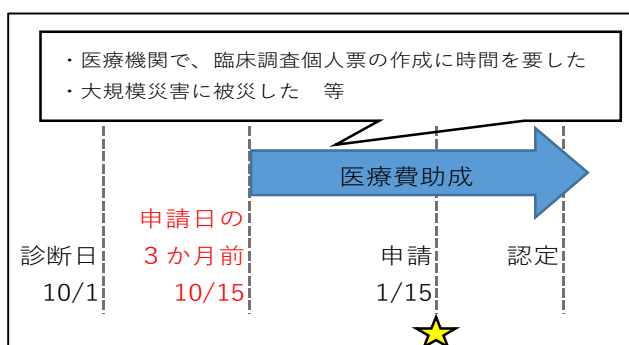


○ 3か月以内の遡り

② 診断日から申請が1～3か月以内



②-1 診断日から申請が3か月以上



### 2 臨床調査個人票改正の概要

診断年月日（記載内容を診断した日）の記載欄が追加される。

※原則、改正後の臨床調査個人票の提出が必要だが、やむを得ず、改正前の臨床調査個人票を使用する場合は、備考欄や余白等に、診断年月日の記載いただく。

## 【改正後の臨床調査個人票】

医師の氏名												
記載年月日	西暦	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	<input type="text"/>	日
診断年月日	西暦	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	<input type="text"/>	日

- ・病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えありません。（ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限りです。）
- ・治療開始後における重症度分類については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、直近6か月間で最も悪い状態を記載してください。
- ・診断基準、重症度分類については、  
「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について」（平成26年11月12日健発1112第1号健康局長通知）を参照の上、ご記入ください。
- ・診断年月日欄には、本臨床調査個人票に記載された内容を診断した日を記載してください。
- ・審査のため、検査結果等について別途提出をお願いすることがあります。

## 【新たな臨床調査個人票等について】

改正後の臨床調査個人票の様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできる。  
北九州市のホームページにも同リンクを掲載している。

厚生労働省ホームページ：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>

北九州市ホームページ：<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/17600196.html>

## 【担当】

北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号（総合保健福祉センター6階）  
北九州市 保健福祉局 技術支援部 難病相談支援センター  
企画調整係（医療費助成担当）

TEL：093-522-8762

FAX：093-533-6356